

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)

この要件は令和4年10月1日現在のものです。今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容について見直す場合がありますので、予めご了承ください。

- ※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)
16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。
- ※2 加算を取り下げる場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1施設等区分(通所リハビリテーション)

区 分	基 準
通常規模型	※別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。 イ通常規模型通所リハビリテーション費の施設基準 (1) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数、一体的に事業を実施している指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。以下同じ。)が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。 (2) 指定居宅サービス等基準112条に定める設備の基準に適合していること。
大規模型 (I)	ロ大規模型通所リハビリテーション費 (I) の施設基準 (1) イ (1) に該当しない事業所であって、前年度の1月当たりの平均利用延人員数が900人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。 (2) イ (2) に該当するものであること。
大規模型 (II)	ハ大規模型通所リハビリテーション (II) の施設基準 (1) イ (1) 及びロ (1) に該当しない事業所であること。 (2) イ (2) に該当するものであること。

解釈通知

- (7) 平均利用延人員数の取扱い
- ① 事業所規模による区分については、施設基準第六号イ(1)に基づき、前年度の1月当たりの平均利用延人員数により算定すべき通所リハビリテーション費を区分しているところであるが、当該平均利用延人員数の計算に当たっては、同号の規定により、当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含むこととされているところである。したがって、仮に指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受けている場合であっても、事業が一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合には、当該平均利用延人員数には当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の平均利用延人員数は含めない取扱いとする。
 - ② 平均利用延人員数の計算に当たっては、1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者及び3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者及び5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。また、平均利用延人員数に含むこととされた指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者の計算に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーションの利用時間が2時間未満の利用者については、利用者数に4分の1を乗じて得た数とし、2時間以上4時間未満の利用者については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、利用時間が4時間以上6時間未満の利用者については、利用者数に4分の3を乗じて得た数とする。ただし、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の利用者については、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えていく方法によって計算しても差し支えない。
 また、1月間(暦月)、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人数に7分の6を乗じた数によるものとする。
 - ③ 前年度の実績が6月に満たない事業者(新たに事業を開始し、又は再開した事業者を含む)又は前年度から定員をおおむね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者においては、当該年度に係る平均利用延人員数については、便宜上、市町村長に届け出た当該事業所の利用定員の90%に予定される1月当たりの営業日数を乗じて得た数とする。
 - ④ 毎年度3月31日時点において、事業を実施している事業者であって、4月以降も引き続き事業を実施するものの当該年度の通所リハビリテーション費の算定に当たっては、前年度の平均利用延人員数は、前年度において通所リハビリテーション費を算定している月(3月を除く。)の1月当たりの平均利用延人員数とする。

※定員を概ね25%以上変更する場合は、定員変更の届出の他に規模の変更の届出が必要となる場合がありますので注意してください。規模の変更が必要かどうかは「通所介護の算定区分確認表」で確認してください。

2 加算

項 目	必 要 書 類
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④感染症又は災害の発生を理由とする通所介護等の介護報酬による評価届出様式(3%加算を届け出る場合) ⑤通所リハビリテーション算定区分確認表(規模区分の特例を届け出る場合)
リハビリテーション提供体制加算(通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
時間延長サービス体制(通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④運営規程
入浴介助体制(通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④運営規程 ④浴室部分の状況がわかる平面図及び写真
リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ・(A)ロ (B)イ・(B)ロ (通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) *(Ⅱ)はリハビリテーションマネジメント加算(A)イ・(A)ロ・(B)イ・(B)ロのいずれかを算定していることが要件
生活行為向上リハビリテーション実施加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 *リハビリテーションマネジメント加算(A)イ・(A)ロ・(B)イ・(B)ロのいずれかを算定していることが要件
若年性認知症利用者受入加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
運動器機能向上加算 (介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)
栄養アセスメント 栄養改善加算	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

(通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④資格者証(写) (未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥外部との連携による場合は、関係が分かる書類の(契約等)写し
口腔機能向上加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所リハビリテーション) ④介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(介護予防通所リハビリテーション) ⑤資格者証(写) (未提出分) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成)(参考様式1-2)
選択的サービス複数実施加算 (介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 * 運動器機能向上体制、栄養改善体制、口腔機能向上加算のうち2つ以上算定していることが要件
中重度者ケア体制加算 (通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(通所リハビリテーション) ④資格者証(写)(未提出分) ⑤勤務体制・勤務形態一覧表(単位ごとに算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑥中重度ケア体制加算に係る届出書(別紙28-1) ⑦利用者の割合に関する計算書(中重度ケア体制加算)(別紙28-2)
移行支援加算 (通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④通所リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙18)
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-3) ⑤資格者証(写) ⑥勤務体制・勤務形態一覧表(算定日から4週間分・従業者全員分で作成) ⑦誓約書(加算用)
事業所評価加算の申出 (介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ) (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員処遇改善加算届出書一式
介護職員等特定処遇改善加算 (Ⅰ)(Ⅱ) (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等特定処遇改善加算届出書一式
介護職員等ベースアップ等支援加算 (通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ◆介護職員等ベースアップ等支援加算届出書一式

3. 算定要件

基準	解釈通知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 127 号）	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年 3 月 1 日老企第36号） 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発 0317001 老振発 0317001 老老発 0317001）